

4/22 毎日

八国見山霊園開発

県幹部許可前提発言

審査の幹事会 4日後、事業者に通知

秦野市渋沢の八国見山(319畝)南面区域での大規模霊園開発問題で、県土地利用調整条例に基づいて林地開発計画の適否を審査する幹事会に出席した複数の県幹部が、許可を前提とする発言をしていたことが分かった。幹事会は1時間足らずで終了しており、貴重な動植物の生息する地域の開発許可に関する審査が形式的だった可能性が浮かんできた。

【高橋和夫】

開発計画を審査したで開示された議事録で、出席者の発言が明らかになった。関係する計10課の課長らからなる幹事会が開かれたのは昨年1月28日で、開発に

条例の事務手続きを担当する水環境保全課事務局が「(事業者や秦野市との調整で)事前協議は了している」と説明、その上で各課に経過報告を求めた。「県は重い判断」

増保全課長の「審査基準をおおむね満たしている」、林地開発行為許可の見込みと判断する」との報告に、環境農政局総務室長が「自然環境豊かな場所での大規模開発なので、県としては重い判断をする形になる」という疑問を呈するなど、いったんは許可を出すことへの賛否が議論された。

総務室長は「課長級の審査ではなく(上部会議に当たる)関係局長レベルの調整会議に諮るべきだ」との考えも示したが、幹事長を務めた土地水資源対策課長が「幹事会で審議した結果を出してほしい」と突然、今から調整会議に諮るという話ではないと思

「自然環境豊かな場所での大規模開発なので、県としては重い判断をする形になる」という疑問を呈するなど、いったんは許可を出すことへの賛否が議論された。

この結果を踏まえ、有識者らで構成する「県森林審議会」は今年2月13日の会議で、「事業者に付帯事項を付けて開発許可を出す」とする県への答申

内容を決定。県は3月27日付で事業者に正式に開発許可書を出した。

同条例では「市街化を抑制すべき地域で面積1畝以上の開発行為を行う場合、開発計画の適否を審査する」と定めている。公益財団法人「相模メモリアルパーク」(愛川町)が開発計画を進める霊園(面積約19・9畝)の建設予定地の八国見山南面区域は、国蝶「オムラサキ」など貴重な動植物が生息し、審査結果が注目されていた。